

地中海の経済——展開・帰結——

馬場典明

(一)

コルメルラは、1世紀中葉、かれの『農書』(Colum. De r. r. I, 7, 1-7)の中で小作制に言及し、天候不順かまたは掠奪に遭わない限り、農地の入念な耕作 (sedule colitur ager) は「多くの収益を生み、コローヌス〈は敢えて小作料の減免を要求するようなことはしない (eoque remissionem colonus petere non audet)、と明言した。だが併し、その一方では、「最良の債務も督促がなければ悪しき債務になる」という、とある高利貸の言葉を引用して、頻繁な土地賃貸の繰返しは「悪い」こと (rem malam esse frequentem locationem fundi) であり、さらにそれ以上に悪いのは、自らがではなくして奴隷によって耕す「都市の小作人」 *urbanus colonus* への賃貸だと言い、小作制それ自体に対しては基本的に消極的な姿勢を保った。土地が「健康かつ地味豊か」(salubritas et terrae bonitas) であれば、農場主自身による「直営」(sua cuique cura) の方が小作人に貸すよりは常に「より多くの収益」が農地から得られる (ex agro plus reddidit)、とする直営の有利性をかれの意見とした。

コルメルラがこれとは反対に、ウィリクス〈よりは「自由な小作人」に委ねた方が遥かにトレラブルだと見做したのは、第一に、遠隔地の農場 (in longinquis fundis) 及びとりわけ穀物地 (praecipus frumentarium)⁽¹⁾、第二に、われわれ自身のみならず奴隷 (domestici) によってもまた「耕作に不適切」(colere non expedierit) な「厳しい天候と不毛土壌」の荒廃した地域の農地に対してであった。かつて共和政最末期 (37 B. C.) にウォルロー (Varro, De r. r. I, 17, 3) は、同様に厳しい条件の土地 (gravia loca) に対しては、奴隷より賃金労働の mercennari による耕作の方が「より有利」だとして、「直営」の中でより有効な手段を執るよう勧めた。これに対してコルメルラでは、「小作制」がウィラ経営の一構成要素として位置付けられた。だが併しその小作制は、あくまでも奴隷制直営果樹栽培を主体としたウィラ経営にとってはマージナルな要素としてのみ止まった⁽²⁾。

約半世紀後、プリーニウス (小) が『書簡』によって最も直接的な形で書き残したウィラ経営の現実には、地所収益に占めるレント比重の増大であり、小作制は、もはや単なる大土地所有制の周縁的存在とは言われ得ないものであった。そればかりかティベリス上流、ティフェルヌム = ティベリヌム (Tifernum Tiberinum) 近郊の『エトルーリア地所』を構成した豪壮な農場主館 (domus) を中心とする諸要素の一つ、葡萄園は小作料 (年間) が「騎士」資格財産相当の40万セーステルティー (HS.) に及ぶ巨額であり、紛れもなく市場を前提とした大々的な小作経営に委

ねられていた。プリーニウスがかれの地所で採った小作制（金納と現物分益の両者）及び >colonus<, >coloni<または>rustici<として現れた小作人の実状（慢性的な不況）については既に言及済みであり⁽³⁾、ここでは、その直接的な契機が何であれ、それ迄ウィラ経済の最主要要素を成し続けた果樹栽培の穀物栽培への転換＝奴隷労働から自由人小作制への移行→地中海商品貨幣経済の萎縮なる古代ローマ経済の展開・帰結図式を踏まえて、地中海葡萄酒流通の諸物証研究とウィラ研究の諸成果を取り込んだアグロノーム諸誌の検討⁽⁴⁾を視野内に取めた、プリーニウス『書簡』の検討に拠ってわれわれが改めて確証を得た事実関係の確認と再確認が得られるだけでよい。

即ち、第一に小作制の在り方、第二にその小作制と奴隷制との関係がそれであり、この下では、（1）小作制は穀物栽培のみの独占物で決してなくして、果樹栽培にもまた適応されたこと（Plin. Ep. X, 8）、（2）小作制は必ずしも奴隷制に馴染まないものではなかったこと（id. III, 19）が何よりも重要であった。従って小作制は、その直接原因が何であれ、奴隷制に取って代る一大転換手段としては決して進行しなかった。従って既に言及済みのことだが、この両事実を以てする限り、なるほどカトー以降のアグロノーム諸誌及びプリーニウス『書簡』の両者を初めとした関係諸史料に拠って、小作制が前面に押し出されていた事実は否定され得ないにしても、大土地所有制は（少なくともイタリアに於ては）、「果樹栽培＝不自由労働分業」・「穀物栽培＝小作制自由人労働分業」の等式それ自体、次いで前者から後者へのドラスティッシュな転換の完結、という形では決して進行しなかった⁽⁵⁾。

共和政中期以降と同様、トラヤーヌス帝期に入ってもなお、奴隷労働がウィラ経済の重要構成要素として留まり続けていたことには変わりはなかった。「穏やかさ」と「寛大」を以てし、何処の地所にも「鎖に繋いだ奴隷」*vinciti*は持たないなど、『書簡』では一見して新たな対応とも思しき叙述が見受けられたにしても、その実本質的には、労働のより効果的な収奪という、古き課題の繰り返しに他ならなかった⁽⁶⁾。だが併しその一方では、約半世紀前のコルメルラが例外的にのみ位置付けたのとは対蹠的に、『書簡』が専ら話題としたのは小作制であった。ここから浮かび上がるプリーニウスの主要関心は、>レント取得者<としてのより強度の定在であった。併しそれにも拘らずその小作制もまた、プリーニウスには必ずしも有利に作用しなかった。況んや奴隷労働依拠の直営に取って代ることもなかった。管見の及ぶ所、『書簡』の何処にも奴隷不足を口にした箇所は見当たらないばかりか、それがプリーニウスをして小作制を採らしめた、とは一口も述べていない。そうではなくしてかれによれば、小作制もまた、当時のウィラ経済が共通して見舞われていた「不況」（id. III, 19, 7-8: 'communi temporis iniquitate'）から自由ではあり得なかった。

この傾向、即ち、コルメルラが声を大にして指摘した土地所有規模の、共和政期とは比較にならない「無定見」な迄の拡大、及びそれに伴って顕著化した農業生産そのものの量的かつ質的な低下⁽⁷⁾は、ひとり果樹栽培ウィラだけに特有の現象では決してなかった。同様に大々的な奴隷労働に依ったその他の諸生産部門でもまた、不振乃至後退傾向が殆ど時期を同じくして表面化したからである⁽⁸⁾。

プリーニウス『博物誌』（Plin. *N. H.* XXXIII, 78）に拠れば、かつて北イタリアのウェルケルラエ金山（Vercellae）で「鉱山請負人」（*publicani*）の下に投入された奴隷は5,000名に及んだ、と伝えられ、前2世紀のカルタゴ・ノウァ銀山（Carthago Nova）は同一時に奴隷40,000を数えた（Strab. III, 2, 10）、と誌された。この両数字を含む関係諸史料の史料的信憑性の検討と考古学的諸新事実——例えばラウレイオン鉱山区（Laureion）に残る堅坑、坑道の数と距離に拠る採掘規模の推定作業⁽⁹⁾——はそれ自体が既に別課題であり⁽¹⁰⁾、ここではその作業結果を概観するだけで充分であろう。

総じて言えば、かつて2～3万の奴隷（Xen. *De Vect.* IV, 23; Thyc. VII, 27）を数えた前掲のラウレイオン銀山を初めとして、帝国東部鉱山の多くはアウグストゥス期以後、採掘そのものが停止されるか、またはかつて低含有量の故に放棄されていた鉱石の再利用が図られる程度に止まり、採掘が続けられた場合でも重要性は喪失してしまっていた⁽¹¹⁾。イタリア鉱山もまた同様に、その多くはアウグストゥス期以後までは生き延びなかった。例えばエルバ島鉄山は森林切り尽くしのために対岸のポプローニア（Populonia）で熔鉱されていたが、ストラボーン時代には既に廃坑となり、かつて多数の奴隷労働を投入していたことで知られたウェルケルラエ金山（Plin. *loc. cit.*）もまた同様であった（Strab. V, 1, 12; *id.* V, 2, 6）。これに代って帝政期、ローマ鉱山業の最大中心をなしたのがヒスパーニアであった⁽¹²⁾。

『パックス・ローマーナ』の成立は、従ってこの意味では、古代主要地下資源採掘の、時期を同じくした東から西への傾斜ともまた重複したことになる。

併し東部鉱山のみならず、その西部鉱山もまた、同一の運命を免れることはなかった。ストラボーンの誌した所によると（Strab. XII, 3, 40）、当時（帝政最早期）、鶏冠石を産出したアーシアのポムペイウポリス鉱山（Pompeiiopolis）は、奴隷の「病気と死亡」が相次ぎ、さらに「200人以上の奴隷」を擁したことが「不利益」の原因となり、このため、「鉱山請負人」はしばしば請負を放棄した、と伝えられた。パエティカ鉱山もまた、同例を免れることはなかった。その一つ、サルタリア（Salutaria）鉛山は、かつては（共和政期）20万デナーリー（*denarii*）（=80万HS.）で請負に出されていたが、その後請負が放棄され、廃坑（大々的な奴隷労働に拠る大規模請負が不振に陥ったためであって、掘り尽くしによる閉山ではない）になっていた（Plin. *N. H.* XXXIV, 165: '*obliteratum erat*'）。併しプリーニウスによると、後に再開され、今や20万5千デナーリーで賃貸に出された（*id.* '*locatum est*'）。この両事例を初めとして紀元後1世紀の間に、「生よりは死」を待ち望む危険かつ苛酷な労働条件下（Diod. V, 21; Plin. *N. H.* XXXIII, 70-71）に大量の奴隷を投入したことそれ自体に加えて、堅坑数と深度及び地下坑道距離の増大、それに伴って進行する（換気装置の不備を初め最後まで解決出来なかった古代技術も加わって）労働諸条件のさらなる悪化、鉱床そのものの貧困化をもまた伴いながら、疑いもなく収益度低下の拡大を理由に、鉱山請負が頻繁に放棄され、採掘は相次いで停止された⁽¹³⁾。

共和政期以来イタリア、次いでヒスパーニアを初め属領鉱山を担い続けた>*publicani*<による

大々的な奴隷労働依拠の鉱山請負が、しばしば不振に陥った一方では、廃棄坑の再開発と新堅坑開発の差し迫った必要性、——ローマ皇帝庫 (fiscus) 帰属の属領鉱山に対する皇帝意思の直接的な把握が、この延長上に現出したことは凡そ疑いを入れない。

ヒスパーニアのウィパスカ (Vipasca: Aljustrel) に残る青銅板2碑文、即ちハドリアヌス皇帝の下で出された『ウィパスカ鉱山法』*lex metalli Vipascensis*及び今一つの断片*lex metallis dicta*がこの間の好個の史料を提供する⁽¹⁴⁾。それによると、>fiscus<帰属の同鉱山区は、隣接の諸共同体から切断され、行財政の全てを皇帝意思の直接的な「代行者」*procurator*の管理下に置くことが確認され、その指揮下に、堅坑の再開発は「コロニー」に委ねられた。即ち、所定の納付金 (4,000 HS.) を支払った後、コロヌス一人当たり堅坑5本を限度として、各堅坑の「半分部分」の「占有権」(*ius occupandi*) の買取りが規定された。従って採掘は、掘出した鉱石の内>fiscus<に帰属する「半分」を引き渡す折半請負であり、買い取った占有権はコロニー相互間で自由に譲渡することが容認された⁽¹⁵⁾。両碑文に明らかなように、この下でもなお依然として奴隷が地底労働の担い手として止まり、それなしの再開発は不可能であった。かつて (古典諸叙述に知られるような) 1,000名を超す大量の奴隷を擁した>publicani<による鉱山請負からすれば、>coloni<を単位とした請負規模の縮小化が起こったことは確かである⁽¹⁶⁾。だが併し、この銀鉱山は何時まで稼働を続けたのか。その後廃棄されたのは間違いないにしても、全ては再び闇の中に閉ざされた。

差し迫った新たな必要性が新鉱山の開発であった。ヒスパーニアを初め西部諸鉱山がしばしば生産低下、鉱床そのものの貧困化と枯渇に陥った一方、ネロ皇帝期のダルマティア金山、トラヤヌス期のダキア金山がそうであった如く、帝国北東部では新鉱山の開発が相次ぎ、>fiscus<帰属の鉱山として運営は>procurator<、及びその管理下に置かれた「総請負人」*conductor*——この存在はウィパスカ鉱山区のみならず、管見の及ぶ所では、同様に長大碑文を遺したアフリカ皇帝所領 (ハドリアヌス) に於ける ‘*procurator*’ → ‘*conductor*’ → ‘*coloni*’ の運営組織ともまた同様であった⁽¹⁷⁾ ——を介して、皇帝意思の直接的把握の下に置かれた。従ってここに於てもまた、大量の奴隷を投入した鉱山請負はもはや問題ではなくなっていた。

今一つが、同様に専ら考古諸資料に拠って略々その全容が把握されるに至った、赤釉浮彫陶器 = 『アルレーティウム陶器』*vasa Arretina*として知られた『テルラ・シギルラータ』*terra sigillata* = >opus figulinum<である (Vitr. II, 8, 9; Liv. IX, 37, 12 et al.)。共和政最末期以来、とりわけ『パックス・アウグスタ』下に帝国西・北部市場を事実上支配したのみならず、さらに遠くはライン彼岸の地から東はインド西海岸にさえ及ぶ流通の跡を残した⁽¹⁸⁾。古典史料にその実態が殆ど触れられることのなかった生産と流通消長の実態を中心として、押捺銘文 (とりわけ直接生産の労働諸力とアトリエ主)、次いでアトリエ遺構調査、各銘文事例の発見事情 (数と場所) を初めとして、浮彫り仕上げの技術度、焼成温度 (光沢) 等々に及ぶ諸知見を踏まえて「構造」面にまで及んだ筆者の作業結果に拠れば、疑いもなくエトルーリアのアルノー河 (Arnus: Arno) を主要流通路として、アルレーティウム (Arretium: Arezzo) の囲壁外直ぐの地、次いで約10軒離れたアルノー右岸

のチンチェルリ（Cincelli）とポンテ・ア・ブリアノ（Ponte a Buriano）に、紛れもなく最初から市場に前提された、奴隷・解放奴隷労働依拠のアトリエ群が成立した⁽¹⁹⁾。

生産開始と終焉の時期特定、最新情報を取込んだ流通の実状を初めとして、なお多くの必要作業（筆者の渉獵は1997年まで）⁽²⁰⁾を欠くため、到底充分とは言えないにしても、最低限間違いなしに確証が得られた所に拠って言えば、殆ど排他的にローマ皇帝と貴顕身分及び同夫人達が直接的な利害関係の痕跡を示した大々的な>opus doliare<の商品生産とは異なって、『アルレーティウム器』製造のアトリエは、その多くが不自由身分出自の自由人によって担われた⁽²¹⁾。併し、生産拡大の仕方そのものは形態的には同様であった。とりわけ次の両点がそうである。その一つは、同一製造主（所有主）による複数場所での生産拡大である。即ち、>opus doliare<が、徹頭徹尾「貴族」的な大土地所有制を生産拡大の直接的な前提としたことでは本質的に異なったものの、複数「地所」に及ぶ「瓦窯」の分散化によって拡大化が図られた前者と形態的に類似した、複数場所に及ぶアトリエの増設によって拡大化が実現された>opus figulinum<の、形態的照応性である。いま一つは、一箇所の「一つ」のアトリエが範作成の奴隷乃至解放奴隷に指揮された小規模生産単位によって構成された「複数集合体」であり、規模の拡大はこのような生産単位の増設によってのみ実現されたことである。銘文が克明に証言したように、>opus doliare<は「生産指揮奴隷」*offinatores*の増設によってのみ大規模化が実現された。「一つ」の瓦窯それ自体が、規則的に複数形の>figlinae<で、表現されたことが、その最も直截的な表現であった⁽²²⁾。

このことに暗示されたのは、>opus doliare<と全く同様に『テルラ・シギラータ』もまた、組織的な分業化に基づく工場の規模での大規模生産の成立を許さず、それだけで生産の全工程が完結される小規模な独立的施設と人的組織の集積によってのみ生産規模の拡大化が実現された古代ローマ経済の実態であった。

だが併しそれにも拘らず、生産規模の拡大化が実現されるや否や、浮彫りデザインの没個性化と製品仕上げの粗悪化を露にし、アルレーティウムのアトリエ群は殆ど時期を同じくして、1世紀後半をさえ待つことなく急速に姿を消し去った。それとは裏腹に西北部諸属領では、銘文と組成の化学分析が明らかにし始めつつあるように、鑄型の持ち込みのみならず陶工の移動をもまた交えて、ガリア南・中部を起点にして、『アルレーティウム器』に比すべくもない近距離市場の)局地化(——1950年代後半に入って漸く始まったばかりのこの作業は、今後なお多くの時間と事例数の積上げを必要とするが、『地中海世界』の終焉を見据えた場合、不可欠の要素となろう——を現出させながら東北部ガリア一帯に、もはや奴隷銘を伴うことのない無数とも言うべき『シギラータ』のアトリエ群が出現する⁽²³⁾。紀元前後の両1世紀にわたって地中海広域市場支配を招来したイタリア奴隷制大規模アトリエの歴史的役割の喪失である。

勿論この両者、即ち（1）純粹に私的な営利を構成した『アルレーティウム＝テルラ・シギラータ』生産、（2）そうではなくして、アフリカ皇帝所領と同様に行政上は隣接諸共同体から切斷され、同一の管理・運営装置、‘procurator (Aug. n.)’ → ‘conductor’ → ‘coloni’ を執った

「ローマ皇帝庫」帰属鉱山だけが、大々の奴隷労働展開の場では決してなかった。だが併し、そこに看取されたのは、西部諸属領の「経済発展」と「経済競争」に伴う「市場喪失」でも、『パックス・ローマーナ』の到来に起因する「奴隷労働人口の拮据」でも、そしてまた況んや「階級闘争」の如きによってもまた必ずしも充分には説明しきれなかった、大々的な奴隷制経済の展開と帰結は、その実、少なくともその底辺に於ては、他ならぬローマ奴隷制の)経済的なメカニズム(それ自体——強いて言えば奴隷労働の上に自らを固定化した)支配(の論理——とも言うべき現実を抜きにして説明は出来ないことであった。筆者が大土地所有制から一旦離れて鉱・工業奴隷の検討に移った理由であり、ウィラ経済ともまた機を同じくして現出された古代ローマ経済の実態が、縦んば一側面であったにしても、それによって初めて明らかにされたことで差当り充分であろう。

(二)

不自由労働を最主要構成要素とした大土地所有制の展開と帰結に関して、実態と消長を最も直接的に証言するにも拘らず、殆ど視野内に取り入れられなかった『物証』、とりわけ事例研究の精緻化と体系化による散在性と偶然性の排除によって、古典・碑文関係諸史料と並ぶローマ経済史料として今や不可欠の要素を占めるに至った「アムフォラ」、及び)ウィラ(を初めとする「農村遺構」のレベルにまで下がり、そこから改めてカトー以降のアグロノーム諸誌を初め関係諸史料の再検討を図った作業は、漸くにして帰着とそれを踏まえた古代地中海経済衰退への道に展望を開かせることになった。

『パックス・ローマーナ』下に、地中海世界の至る所ばかりかそれを越えた遙か遠距離の地にまで及んで広範かつ大量に現れる最主要型葡萄酒アムフォラ、<D. 2-4>は、テュレニア海沿いのイタリア中央部とヒスパーニア東北部の地中海沿いを最主要生産地とした。流通はこれほど広くはないがいま一つの<D. 6>は、イタリアのアドリア海沿いを起源とした。だが併しこの両者は、略々一様に1世紀後半から2世紀最初の4半世紀の間に、見事とも言うべき形で市場からの後退と事実上の消滅をさえ体験し、2世紀後半以後までは生き延びなかった⁽²⁴⁾。

まさしくこの時期は、経済的のみならず社会的にもまた専ら自らを奴隷所有者として固定化することによって、)貴顕(の徴表としての土地所有規模の拡大化を続けた大土地所有者の間に、「時代の一般的不況」(Plin. Ep. VI, 3: 'communis temporis iniquitas')が口に出された時代でもあった。コルメルラが「不振」の慢性化を嘆くかれらの不満の声を前にして、その背後に真の理由として、「われわれの過誤」(nostrum vitium)を挙げたのは(Colum. De r. r. I, praef. 1-3)、無定見な迄の土地拡大に走り、今や見回りさえ不可能な広面積の故に家畜と野獣の踏み荒らしのままに「放置」し、農事の全てを鎖に繋いだ奴隷(ergastuli)と債務の故に拘束された自由人(nexum civium)に引き渡してしまった大土地所有者の一般的な姿勢であった(id. I, 3, 12-3)。このこと自体は勿論、誇張が混ざり、そのまま即現実とは見做され得ないが、そこに明確に浮かび上

がったのは、「われわれの地所を自ら耕すのを拒否」(id. I, praef. 13: ‘ipsi praedia nostra colere dedignamur’)した「貴顕身分」*civitatis nostrae principes*の「大土地経営者」としての姿勢欠如乃至喪失の一般的現実であった⁽²⁵⁾。既に早くも1世紀後半に表面化する、「ローマ貴顕身分」理念の経済的な硬直化に他ならなかった。

この最中であってプリーニウス(小)は、『書簡』の中で、自ら現地へ赴いて葡萄園(直営)の樹上販売に直接関与し、コロニー(との契約更新・小作料の減免に立ち合うなど、「ウィラ経営者」としての利害関心をしばしば口にした。併しそれにも拘らず、プリーニウスは内心では、それに伴う「煩わしさ」を隠そうとはしなかった。そればかりかかれの諸々の配慮にも拘らず、小作地経営は不振から免れ得なかった。小作料の滞納とそのさらなる悪化の現状である⁽²⁶⁾。これに対してかれがその原因として挙げたのは、儉約を無意味だと見做して農作物をさへ「盗んで、消費」するコロニーの、小作料滞納に対する「無関心」(Plin. Ep. IX, 37: ‘nulla cura’)であり、本来地味豊かであったにも拘らず長期にわたる不振の故に売りに出されていた隣接地の疲弊理由は、偏にコロニーが「無力な耕作者」(id. III, 19: ‘imbecillis cultoribus fatigatur’)でしかなかったことの故にであった。この不振を回避し、将来に向けて小作制の実を挙げるためにプリーニウスが打出した新方策は、一つが長期契約の「分益小作制」への切替えであり、いま一つが、かれの現行の奴隷営舎の中から然るべき奴隷を選び出し、コロニーに対する監視と管理の装置として適応すること、即ち「自由人に対する不自由身分の支配装置」であった⁽²⁷⁾。1世紀最末期-2世紀最早期のことである。

従って、一般的不況の中で不振の対応に忙殺され、殊にコロニーの不平と小作料減免の訴えに患わされ続けたプリーニウスの最大関心事は、結果的には小作料徴収の強化によってウィラの収益を如何に維持乃至拡大させるかだけであった。この背後に直線的に読取られ得るのは、ローマ貴顕身分の「レント取得者」としての社会的に経済的な固定化、及びそこから生じる‘vir clarissimus’としての心性と対応であった。

1世紀末・2世紀初に至って、ウィラ経営全体に占める小作制の比重が増大していた現実の間違いない。勿論この場合、同時代の碑文諸史料に拠って明らかにされた事実関係⁽²⁸⁾を以てすれば、小作制(分割地小作)そのものは奴隷制・果樹栽培と相容れないものでは決してなかった。況んや小作制は、奴隷制を克服するものとして一般化はしなかった。要するに「奴隷制=果樹栽培」の「小作制=穀物栽培」への転換とそれに伴う地中海商品・貨幣経済の「萎縮と後退」の図式は短絡的であり、『地中海世界経済』終焉への図式としては到底成立し得ない。他方、コルメルラとプリーニウス(大)両者に共通して現れたように、直接的には歯止めのないウィラ規模の拡大化が惹起した奴隷の数量拡大と所有主一般の「経営主」としての利害関心の希薄化を背景として進行した経営不振傾向の下で、奴隷制もまた、共和政中期以来の収奪形態と態様を中心に批判的時代を迎える。一つには、カトー、次いでウォルローの直接的な延長線上に、大土地所有それ自体が共和政期とはもはや比較にならない規模に迄拡大していた、その最中に、コルメルラが焦眉の急務として

打ち出した支配諸装置のさらなる拡充を介して、紛れもなく奴隷労働のより効果的な引き出しを意図した奴隷営舎の組織化⁽²⁹⁾の進行であり、いま一つには、専ら「ものを言う施設」(Varro, *De r. r.* I, 17, 1: ‘instrumentum genus vocale’) としてのみ処理された奴隷に対する、「人」としての側面をもまた配慮する必要性の認識である。コルメルラは奴隷営舎の維持と拡大に関して、すぐれて>ergastuli<を最主要課題として可及的に計算的な収奪を前面に打出した。これに対して約半世紀後のプリーニウス(小)『書簡』は、直営農場奴隷、とりわけその労働実状に関して殆ど触れることはなく、話題の多くは、ローマ及びウィラの)ドムス<を構成したかれの「都市奴隷」*familiae urbanae*に当てられた。このため、ウィラの本来の要素を成した「農場奴隷」*familiae rusticae*について多くは知られ得ないが、それでもなおかれは、「実直」なるが故に「高価な奴隷」の必要性を述べた(Plin. *Ep.* III, 19: ‘eo pluris, quod frugi mancipiis’) のに続いて、(時代の一般現実からして、拡大解釈は厳に控えねばならぬが)どのウィラにも「鎖に繋いだ奴隷」*vincti*はいない、と明言し(id. ‘nam nec ipse usquam vinctos hebeo nec ibi quisquam’)、さらに別書簡では、奴隷達一般への姿勢として ‘indulgentia’ と ‘humanitas’ (id. V, 19) を口にする⁽³⁰⁾。

だが併し、共和政末期のウォルロー『農書』とはもはや比較にならない規模にまで拡大化の一途を辿った大土地所有制が不可避免的に伴った、奴隷営舎の肥大化に必要不可欠と見做されるに至ったこの両側面が、同時代の「貴顕身分」一般に果たして何処まで認識されていたか。管見の及ぶ所、これを同時代史料によって追跡することはもはや絶望的でさえある。否そればかりか、コルメルラとプリーニウス(大)両者の叙述からして、打ち続く不作と経営不振を嘆く大土地所有者達の間でそれが深刻な焦眉の課題として受け止められたこと自体が疑わしい。

それ故『パックス・アウグスタ』下に、地中海(とりわけ西部)葡萄酒市場を事実上支配した、という意味でのスタンダード型アムフォラ=<D. 2-4>と<D. 6>が大幅に後退し、次いで見事とも言うべき事実上の消滅が顕になった1世紀後半~2世紀初この時期は、その実ひとりアグロノーム関係諸史料に誌された排他的に貴族的な大土地所有経済のみならず、専ら不自由身分出自の自由人を担い手とした大規模製陶工業、ローマ皇帝庫帰属の貴金属鉱山業をもまた含めて、ローマ奴隷制が直面した経済的に危機的とさえ言える一大不振の時代であった。情報量の急増と相俟って加速度的に精緻化の度を加えつつある考古学知見がわれわれに明らかにした新事実である。併しそれは、あくまでも共和政中期以来の大々的な奴隷労働それ自体が、経営不振を顕にしながら迎えた批判的時代の到来を意味したのであって、古代奴隷制それ自体の終焉とそれに伴う帝国経済の構造的転換を迫った制度的な危機ではなかった。従ってこの意味では、1・2世紀交のトラヤーヌス期に、プリーニウス(小)が対応を余儀なくされた「労働と地所運営の諸問題」はこれより先、既にコルメルラ以来その「脅威が表面化」しつつあった来るべき「奴隷制の大危機を予告」した(R. Martin)⁽³¹⁾、とまでは言い得ても、「奴隷労働力の欠如」が招来した「ローマ奴隷制の危機の時代」(V. A. Sirago)⁽³²⁾をプリーニウス(小)『書簡』から読み取ることは到底出来ない。

併しそれにも拘らず、時期を同じくして略々一様に看取されたこのモメントが、>古代奴隷制の

危機として現実のものとなるには、その後1世紀をさえ必要としなかった。アグロノーム諸誌の最主要舞台をなしたイタリア中央部の果樹栽培地帯を中心にして、2世紀後半に入るや否や既に早くもウィラ態勢そのものの解体が進行し始めたからである。イタリア＝ウィラ遺構の調査が次々に明るみに出したのは、3世紀の後半をさえ待つことなく、正に一般的な趨勢として、これらが相次いで歴史を閉ざした新事実である。奴隷営舎に構造変化の如何なる定かな痕跡も残すことなく、早くもアウレリウス帝治世（a. 161-180）の最早期には放棄され、その後4世紀後半の10年間（c. a. 360-370）に部分的に再利用された跡を残した後再び放棄され、以後廃墟と化したカムパーニアのポストー（Posto）＝ウィラ（オリーブ栽培）⁽³³⁾、1世紀中葉にウィラ内ルスティカ〈部分の一部を改築して、遺構規模からして疑いもなく市場を前提とした>opus oliare<生産の瓦窯を設置し、ウィラ経済の拡大を図った痕跡を残しながらも、2世紀最末期～3世紀最早期の間に放棄され、以後廃墟への道を辿った、同様にカムパーニアのサン・ロッコ（San Rocco）＝ウィラ（オリーブ栽培）⁽³⁴⁾、あるいはまたハドリアヌス期に、それまでの葡萄を主とした果樹栽培から穀物生産と養豚への全面的な転換を実現しながらも、2世紀末までは生き延びなかったエトルリアのセッテ・フィネストレ（Sette Finestre）＝ウィラ⁽³⁵⁾等々、テュレニア海沿いイタリア中央部の果樹栽培ウィラは、アントニー二期最後の皇帝コモドウス（a. 180-192）からセウエーリー期のカラカラ帝（a. 198-217）に至る「2世紀末・3世紀初」を中心にして同3世紀前半の内に、メトロポリス＝ローマを中心にして諸都市・諸属領市場を前提とした恒常的な商品生産の奴隷営舎としての歴史的役割を終えた⁽³⁶⁾。

而もひとりイタリア＝ウィラのみならず、西部諸属領に於てもまた、事情は略々一様に進行する。時間差と程度差に加えてアラマンニー（Alamanni, Alemanni）の侵入と破壊（c. a. 259/260～280）の別要因もまた重なるために一概には言えないが、短期間ながらも特殊属領型葡萄酒アムフォラ『ドレッセルーパスクル1型』<P. 1>⁽³⁷⁾の他、中央部イタリアと全く同様に<D. 2-4>によって大々的なウィラ経済展開の跡を集中的に残した、地中海沿岸を中心とするヒスパーニア東北部⁽³⁸⁾、<D. 2-4>の他、平底アムフォラの特種『ガリア型』諸型によって同様に地中海流通に連なったナルボネーシス・ガリア⁽³⁹⁾のみならず、グラフィティが克明に教える如く2世紀中葉から同世紀後半にかけて、専ら<D. 20>によって首都ローマを初め帝国西・北部のオリーブ油市場を殆ど排他的に支配し、近年の遺構調査が次々にその全貌を明らかにしつつあるグワダルキビル（Guadalquivir: Baetis）流域に密集したオリーブ栽培ウィラ⁽⁴⁰⁾もまた、大多数はその後の運命をイタリア＝ウィラと共にした。

(三)

カトーの『農書』*De agri cultura M. Porcii Catonis*によって初めてイタリア＝ウィラの実態（内的構造と経営原理）が体系的に知られ得た共和政中期以来、果樹栽培を最主要構成要素として、専ら不自由労働によって担われ続けたウィラ態勢は、かくして、ごく大まかな時間幅で言えば2世紀後半～3世紀の間に、「奴隷人口の減少」を直接的な契機とすることなく、ましてや「西部諸属領の経済的発展」の故には決してなくして、始源的には他ならぬ奴隷制〈そのものの名の下に、生産の低下と経営不振を表面化させつつ解体への道を辿った。而も小作制もまた（否、農民経済そのものも）、それから自由ではあり得なかった。プリーニウス（小）の言葉を借りれば、まさに「時代の一般的不況」の上にさらなる悪化を重ねた。

奴隷を最主要労働力の担い手として、その収奪に拠る商品生産の場として成立、展開した大土地所有制は、すぐれて特定の成層を構成する貴顕身分 ‘clarissimi viri’ のグローリア〈を直截的に表現する最主要手段の一つとして、かつまたそれを持たざるものにとってはその獲得手段として機能した。まさにその故に大土地所有制は、ローマが地中海に確たる支配を確立し始めた前2世紀中葉以来、貴顕の徴表として支配の枠組みの中に組込まれた。だが併しその故にウィラは、限度の歯止めを知らない拡大化を伴い、最大幅で見ても僅か3世紀間の繁栄を体験した後、早くも紀元後1世紀の後半に入るや、もはや新たな創出力を失って動脈硬化の兆しを顕にし始め、2世紀後半から3世紀にかけて相次いで姿を消し去った。イタリア＝ウィラのみならず、近年の新知見が明らかにした西部諸属領の果樹栽培ウィラもまた、それに巻き込まれた。『われらが海』*Mare Nostrum*としての『地中海世界』規模での商品流通の決定的な後退である。かくしてローマ奴隷制が招来した経済的均一性〈は後退を余儀なくされ、生産と流通の地域化——最も端的にはスタンダード型アムフォラから地方諸型のそれへの変化、あるいは『アルレーティウム器』の地方的生産拡散に具現化されたような——となって現れた経済的かつ文化的に錯綜した多様化〈に道を譲ることになる。

次いでこの上に、極く部分的な、而もそれ自体作業の目は粗い乍らも何らかの見通しを引き出すべく図った模索⁽⁴¹⁾が既に暗示したのだが、時として軍事的機能をさえ兼ね備えた内陸巨大ウィラ（決してヒスパーニアだけとは限らない）の成立、並びにそれに伴う「ウィラ・都市間ネットワーク」の切斷への道が展望され得るが、もはや時代は既に古代末期であり、ローマ経済史の新たな課題が拓かれ得たことで充分だとされねばならない。

〔註〕

- (1) 穀物生産の収穫度（播種量対収穫量の関係）をめぐる論議と実状については、小麦に関してだけだが、拙稿「ローマ農業の生産性」（上・下）『古代文化』XLIX, 2-3（1997）89-100; 163-168頁を参看されたい。
- (2) 拙稿「1世紀後半—2世紀初のイタリア大土地所有制——ローマ『農書』の再検討——」『別府大学紀要』42（2000）32-35; 40頁。
- (3) 拙稿「1世紀末・2世紀初のイタリア＝ウィラに於ける奴隷制と小作制——プリーニウス（小）『書簡』の検討——」『別府大学大学院紀要』5（2003）1-30頁。
- (4) 拙稿「〈ドレッセルI型〉アムフォラの消滅とイタリア果樹栽培」『別府大学大学院紀要』2（2000）1-23頁；同「〈ドレッセルII-IV型〉アムフォラの消滅——イタリア＝ウィラ経済展開図式の再検討——」『史学論叢』32（2002）1-35頁；同前掲稿「ローマ『農書』の再検討」31-48頁、
- (5) 前掲拙稿「〈ドレッセルII-IV型〉アムフォラの消滅」2-5; 16頁参照。
- (6) *De agri cultura* M. Porcii Catonis以来、アグロノーム諸誌の底辺に一貫して留まり続けたこの基本的とも言うべき姿勢については、もはや多言を要さない。
- (7) コルメルラとプリーニウス（大）両者に略々共通して見られたこの指摘に関しては、前掲拙稿「ローマ『農書』の再検討」32, 35頁参照。
- (8) 西部諸属領を含めてウィラ経済一般が陥った不振がひとりそこだけの特殊現象では決してなく、その他の大々的な奴隷労働依拠の鉱・工業部門でもまた、略々時期を同じくして不振乃至は生産それ自体の消滅が深刻化した、という先行諸学説では殆ど気付かれなかったこの現象に着目した筆者は、先に後者に関して「ローマの工業——都市経済と奴隷制——」『古代史講座』IX（学生社1963；重版1973）81-106頁で素描を図り、その後国際シンポジウムで、ウィラ経済をもまた視野内に取込んで、報告したが、今日なお未刊行のままに終わっている。N. BABA, 'An Economic Depression of the Roman Slavery in the First Century A. D.' (delivered at the 2nd Japanese-Korean International Symposium on Ancient History, 14-15. Oct. 1988, Tokyo) .
- (9) Lauffer, S., *Die Bergwerkssklaven von Laureion* II. Teil (Wiesbaden 1956) , 918-925. 因みにラウファーによれば、堅坑当たりの地底労働は平均して奴隷約50名、運び挙げ作業の他、選鉱・砕鉱・洗鉱等の地上労働に30乃至35名を必要とした。なお、水洗板を初めラウレイオンに残る地上施設遺構の調査結果については、次の報告を参看されたい。Jones, J. H., 'The Laureion Silver Mines: A Review of Recent Researches and Results' , *Greece and Rome* 2nd ser. XXIX (1982) , 169-182.
- (10) 拙稿「ローマの鉱山奴隷」『歴史教育』VIII, 5（1960）29-35頁；前掲拙稿「ローマの工業」99-101頁；同「ローマ帝政期における鉱山《COLONVS》——LEX METALLI VIPASCENSIS考——」『西洋史学論集』16（1966）1-15頁；同「ローマ鉱山業に於ける奴隷制とコロヌス制——Leges Metallorum再考——」小林・今来先生還暦記念『西洋史学論集』（同業会）（1968）31-56頁；同「共和末・帝政初期のローマ鉱山業の状態——イタリア及び西部諸属領における——」『史淵』C（1968）181-193頁；同「共和政末・帝政初期の東部諸属領に於けるローマ鉱山業の状態」同誌CI（1971）69-98頁。
- (11) 前掲拙稿「東部諸属領に於けるローマ鉱山業」69-98頁参照。

- (12) 前掲拙稿「イタリア及び西部諸属領」181-193頁参照。なお帝国西部・東北部鉱山の所在場所については、Healy, J. F., *Mining and Metallurgy in the Greek and Roman World* (London 1978), 50-51に掲載された地図を参看されたい。
- (13) 前掲拙稿「奴隷制とコロヌス制」48-50頁；同「イタリア及び西部諸属領」192-3頁参照。
- (14) 筆者が依拠した碑文集成及び写真版を含む校訂諸本は次の如くである。C. II, 5181; ILS. 6891; Bruns, C. G. (ed.), *Fontes iuris Romani antiqui* (Tübingen 1909, Aalen 1958), 112; Girard, P. F., *Textes de droit romain* (Paris 1937⁶), 3^e partie, VI, 4; Mispoulet, J.-B., 'Le régime des mines à l'époque romaine et au moyen âges d'après les tables Aljustrel', *Nouv. Rev. Hist. de Droit Franç. et Etr. III* (1907), 345-448; Flach, D., 'Die Bergwerksordnungen von Vipasca', *Chiron IX* (1979), 399-448.
- (15) 両鉱山碑文の検討と分析は、前掲両拙稿「鉱山《COLONVS》」、「奴隷制とコロヌス制」参照。
- (16) この延長線上に何が起こったか。所謂『コロナート制』との関連で重要課題を提起するが、もはや到底立ち入りは不能であり、差当たり次の一文献を挙げるだけに止めておこう。Mrozek, S., 'Zur Lage der Bergarbeiter im römischen Reich', in: Seyfarth, W. und Besevliev, V. (hrsg.), *Die Rolle der spätrömischen Reich, Görlitzer Eirene Tagung 10-14. 10. 1967* (Berlin 1969), 61-65.
- (17) アフリカ皇帝所領碑文の「コロヌス」に関しては、その極く一部分だけだが、前掲拙稿「〈ドレッセルII-IV型〉アムフォラの消滅」3-4頁を参照されたい。
- (18) Pucci, G., 'La ceramica Italica', in: Giardina, A. e Schiavone, A. (a cura di), *Società Romana e produzione schiavistica II: Mercè, mercati e scambi nel Mediterraneo* (Bari/Roma 1981), 104-5. 拙稿「アレティウム・テルラ=シギラータの終焉——ローマ奴隷制衰退相の再検討——」『古代文化』XXXIX, 2 (1987) 71-2頁、同前掲稿「ローマの工業」88-9頁参照。
- (19) 前掲拙稿「テルラ=シギラータの終焉」24-6頁。
- (20) Rülle, G., 'The Internal Organization of the Arretine Terra Sigillata Industry: Problems of Evidence and Interpretation', *JRS. LXXXVII* (1997), 111-155.
- (21) Q. Paco(nius) Q. l(ib.) Apro(ditus), Q. Paco(nius) Aprodi(tus) (C. XV, 5414a, b) の如く、自ら「解放奴隷」たることを表示した銘文は素より、それが無い場合でも、Sex. Anni(us) Anthiochus (id. 4980), P. Corneli(us) Priscus (C. XI, 6700, 245), P. Messenus Menopilus (C. XV, 5346), M. Perenn(ius) Tigranus (C. XI, 6700, 450a-d; XIII, 10009, 191a-b; XV, 5423)、あるいは同様にM. Perenn(ius) Bargates (sic) (C. XV, 5422; XI, 6700, 45li) を捺印したアトリエ主、M. Perennins Bargatesは、Bargate(s) M. [Perenni] Tigr(ani) (C. XI, 6700, a, b, 1) によって紛れもなくM. Perennius Tigranusの「奴隷」として現れた如く、多くはそのコグノーメンからして疑いもなく、自ら「解放奴隷」であったか然もなければそれに出自を持つ自由人であった。Gummerus, H., 'Industrie und Handel', *RE. IX* (1916), 1485-88以来、最近の諸学説、Prachner, G., *Die Sklaven und Freigelassenen im arretinischen Sigillatagewerbe. Epigraphische, nomenklatorische sowie sozial- und wirtschaftsgeschichtliche Untersuchungen der arretinischen Firmen- und Töpferstempel* (Wiesbaden 1980), 218-222 et pass.; Rülle, G., art. cit. 119-121に至る略々一致した解釈がそうであり、筆者もまたそれに与するものである。前掲拙稿「ローマの工業」88-91頁。併しそれにも拘らず、アトリエ主の「全て」がそうであったとは限らなかった。その中には、疑

- いもなく元老院議員身分の家柄に属する製造主が散見されたからである。この事実はそれだけで既に、かの>lex Claudia<に絡む「貴族理念」の問い直しに連なる重要課題を提起するが、筆者の作業はなお、事実関係の確定とそれに抱える問題所在の確認段階に止まっている。Wiseman, T. P., 'The Potteries of Vibienus and Rufrenus at Arretium', *Mnemosyne Ser. IV, XVI, 3* (1963), 275-283; Id., *New Men in the Roman Senate 139 B. C. -A. D. 14* (London 1971), 61-2; 198-9; 拙稿「《T・RVFRENI》と《C・VIBIENI》——ローマ貴族「営利不関与原則」論の再検討——」『歴史学・地理学年報』3 (1979) 1-32頁; 同「営利不関与とPlebiscitum Claudianum——学説整理を中心に——」同誌7 (1983) 1-28頁; 同「Liv. XXI, 63, 3-4 —— “Quaestus omnis patribus indecorus visus” に関する予備的検討——」同誌10 (1986) 11-29頁。
- (22) 拙稿「《OPVS DOLIARE》考 (1) ——帝政初・中期に於けるローマ工業と大土地所有制——」『史淵』CX (1973) 88-102頁; 前掲拙稿「シギラータの終焉」24-26頁。Vgl. Plachner, G., a. a. O. 241-244; Rülle, G., art. cit. 139-144.
- (23) 拙稿「シギラータの終焉」26-8頁; Bémont, C. et Jacob, J.-P. (sous la direction de), *La terre sigillée gallo-romaine. Lieux de production du Haut-Empire: implantations, produits, relations* (Paris 1986), 48sq. ガリアに於ける生産の拡散(南部→中部→東部)については、同拙稿に転載した第3図 (Peacock, D. P. S., *Pottery in the Roman World*, London 1982, fig. 60) を参看されたい。さらにそれ以上に示唆的なのは、2~3世紀のガリア北東部に展開したアトリエ群に属するシギラータ諸例の流通実態であり、その内の1事例だけを挙げると、アルゴンス=アトリエ群のシギラータ市場はまさしく「局地」的であり、もはや『地中海』流通には直接連ならなかった。Chenet, G. et Gaudron, G., 'La céramique sigillée d'Argonne des II^e et III^e siècles', *Suppl. à GALLIA*, VI (1955), 10-12, 197-213. だが併し、シギラータ市場の確定作業は容易ではない。無銘例に加えて、陶工の移動・他アトリエ製品のコピー・范型の直接利用・浮き彫りモチーフの模倣などの故に、夫々のシギラータが何処のアトリエで製造されたのか、特定は容易でないからである。従ってこのためには、焼成温度の確定、原料組成の顕微鏡的調査(粘土の構成と構造)と定量分析(とりわけCaO, Fe₂O₂, TiO₂, MgO等々含有元素の種類と量)の煩瑣な手続きもまた必要であり、作業は今なお継続中である。Picon, M. et Vichy, M., 'Recherches sur la composition des céramiques de Lyon', *R. v. Archéol. de l'Est et du Centre-Est* XXV, 1 (1974), 37-59; Picon, M. et Lasfargues, J., 'Transfert de moules entre les atrières d'Arezzo et ceux de Lyon', *ibid.* 61-69等々の如き作業がそうである。
- (24) ここで言う「消滅」とは、恒常的な商品流通からの「事実上」の、であった。というのは、1970年代迄の略々共通した理解がそうであったような生産と流通(とりわけ遠距離海上輸送そのもの)の完全な「停止」は語られなくなったからである。1980~90年代に入って、情報量の急増と〈型〉研究の精緻化と相俟ったアムフォラ=デポジット及びアムフォラ瓦窯遺構調査の加速度的な進捗によって明らかになった新事実については、既に先稿(2003年3月)で触れたが(前掲拙稿「〈ドレッセルII-IV型〉アムフォラの消滅」31-2頁)、その際紙幅の都合もあって割愛を余儀なくされた次の3報告例をこの機会に挙げておこう(但しここでもまたその内容検討は省略する)。
- Freed, J., 'Late stamped Dressel 2/4 Amphoras from a Deposit dated post 200 A. D. at Villa Site 10 on the

Via Gavina', in: *Anfore romane e storia Economica. Atti del Colloquio di Siena*, 1986 (Roma 1989), 616-7; Desbat, A., Savay-Guerraz, H. et Picon, M., 'Note sur la découverte d' amphores Dressel 2/4 italiques, tardives, à Saint-Romain-en-Gal (Rhône)', *GALLIA* XLVII (1990), 203-13; Arthur, P. and Williams, D., 'Campanian Wine, Roman Britain and the Third Century A. D.', *JRA*. V (1992), 250-251.

同時に併し、その際筆者の視野内に取り込めなかった今一つの新事実もまた看過出来ない。改めて追加しておく。即ち、2世紀に入って新形状の「地方型」諸型が相次ぎ、中でも底部をリング状に巻いた「平底」小型アムフォラが一般化し、ウムブリア、エトルーリア、カラブリアでは夫々に独自のヴァリエントが成立した。併し今日迄に確認された流通事例は、何れも夫々の地方を中心にして、イタリア外に出ることはなかった。やや遠距離輸送と思えるのはオスティア発見例だけだが、そこから積み出された形跡はない。つまり事実関係としては、帝政初期最初の1世紀間に、とりわけ西部地中海でアムフォラ流通の「スタンダード型」を成した<D. 2-4>, <D. 6>と入れ替わる、新型アムフォラの出現、即ち、地域的に限定された「地方型」諸型の生産と流通の局地化(現象であった。従って、一方では<D.2-4>, <D.6>の消滅、他方では併しウィラの存続——この両者間の「アポリア」を「アムフォラから樽への変化」によって説明し、その故に筆者(拙稿「ローマ=ウィラ経済の展開と地中海」『別府大学大学院紀要』3, 2001, 4-5頁参照)が批判的スタンスを採ったチェルニア(A. Tchernia)説は、この事実関係面でもまた克服されることになる。併しこのイタリア新型アムフォラの、<D. 2-4>とは比較にならない流通距離と絶対量そのものの「極度の貧困化」(Arthur, P. and Williams, D., art. cit. 254)はもはや覆隠すべくもなかった。Cf., Arthur, P., *Romans in Northern Campania: Settlement and Land-use around the Massico and the Carigliano Basin*, Arch. Monographs of the BSR. I (London 1991), 85-6; Id., 'Roman Amphorae and the Ager Falernus under the Empire', *PBSR*. L (1982), 23-33; Panella, C., 'Le anfore italiche del II secolo d. C.', in: *Anfore romane e storia economica cit.* 156-161.

- (25) 前掲拙稿「ローマ『農書』の再検討」40-41頁。
- (26) 前掲拙稿「プリーニウス(小)『書簡』の検討」5頁。
- (27) 拙稿「《Actores》考——Plin. Ep. III, 19——」『歴史学・地理学年報』18(1994)19-31頁; 同「“Exactores”, “Custodes”考」『史学論叢』29(1999)1-14頁。整理は前掲稿「プリーニウス(小)『書簡』」8-9頁参照。
- (28) 前掲拙稿「〈ドレッセルII-IV型〉アムフォラの消滅」3-4頁。
- (29) 註(25)・(27)参照。
- (30) 前掲拙稿「プリーニウス(小)『書簡』の検討」14-5頁。
- (31) Martin, R., 'Pline le Jeune et les problèmes économiques de son temps', *REA*. LXIX (1967), 96.
- (32) Sirago, V. A., *L'Italia agraria sotto Trajano* (Louvain 1958), 106-7; 174-5. 『書簡』に時代の一般的傾向としての「労働力不足」を読み取り、そこから一挙に奴隷制「直営」から自由人コロニーの「小作制」への、ウィラ経済の構造転換を看たこのシラゴ説に対する批判は、筆者より先、シャーウイン=ホワイトによってなされた。Sherwin-White, A. N., *The Letters of Pliny* (Oxford 1985²), 259.
- (33) 前掲拙稿「〈ドレッセルII-IV型〉アムフォラの消滅」14-16頁、ウィラ遺構の復元図は同35頁図IV参照。
- (34) 同12-14頁、復元図は同35頁図III参照。

- (35) 同 6 頁、復元図は同33頁図 I 参照。
- (36) 同 1-17頁参照。
- (37) 拙稿「《M・PORC》銘アムフォラの生産と流通——属領型葡萄酒アムフォラの一事例——」『西洋史学論集』30 (1992) 29-41頁。その後併し、同銘アムフォラ（全てが〈ドレッセル=バスクル I 型〉に属した）の刊行が相次いだ。筆者の目に触れたのは次の報告例であり、何れも拙論を事実に基づいて補強するものであった。この機会に改めて挙げておく。Carre, M.-B., Gaggadis-Robin, V., Hesnard, A., Tchernia, A., *Recueil de timbres sur amphores romaines* (1987-1988) . Trav. du Centre Camille Jullian N° 16 (Aix-en-Provence 1995) , 107-8, n°s 327-332; Blanc-Bijon, V., Carre, M. B., Hesnard, A., Tchernia, A., *Recueil de timbres sur amphores romaine II* (1989-1990) . Trav. du Centre Camille Jullian N° 20 (Aix-en-Provence 1998) ,174-5, n°s 1011-1013.
- (38) 拙稿「〈ドレッセルII-IV型〉アムフォラの消滅とヒスパニア=ウィラ」『史学論叢』31 (2001) 1-20頁参照。
- (39) 拙稿「ローマ=ウィラ経済の展開と地中海流通」『別府大学大学院紀要』3 (2001) 7 頁参照。
- (40) 拙稿「1-3 世紀のイタリアにおけるヒスパニア産アムフォラ——その進出と展開の諸相——」『西洋史学論集』24 (1986) 1-19頁参照。
- (41) 拙稿「3-4 世紀のパエティカにおける果樹栽培ウィラの構造的変化」『史学論叢』30 (2000) 1-17頁；同「〈ドレッセルII-IV型〉アムフォラの消滅とヒスパニア=ウィラ」同誌31 (2001) 1-20頁。

<付記>

1997年4月から2003年3月まで別府大学大学院文学研究科歴史学専攻で教鞭をとられた馬場典明先生（九州大学名誉教授）は2018年2月5日に逝去されました。その後、馬場登美子夫人が遺品を整理されたところ、未発表の原稿を発見され、馬場先生のご遺稿としてお送りいただきました。作成は別府大学を退職された2003年とのことです。今回、『史学論叢』編集委員会のご高配により掲載されることとなりました。なおご遺稿の体裁を整えるにあたっては宮崎麻子氏（東洋大学人間科学総合研究所客員研究員）および飯坂晃治氏（本学文学部准教授）のご協力を得ました。（文責：山本晴樹・本学名誉教授）